

平成29年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会（第2回） 会議録

1. 会議名称 平成29年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成29年8月7日（月）午後1時30分～午後3時
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者  
委員  
永山部会長、小部副部会長、五十嵐委員、児玉委員、豊田委員、三浦委員  
事務局  
菊池財務部長、山田経理課長、大工原公契約担当係長、鈴木契約係長、上村、  
宇佐美、大野、矢崎
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由  
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。  
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
  1. 開会
  2. 議題  
（1）平成30年度に向けて労働報酬下限額（工事・委託）の最終確認  
・事務局より
  3. 閉会

平成29年 8 月 7 日

世田谷区公契約適正化委員会  
労働報酬専門部会（第2回）

午後 1 時30分

部会長 皆さん、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、委員が欠席ということになりましたのと、委員が30分ほど遅刻するということですので、少し少数ですけれども、始めさせていただきます。

まず最初に予定から言いますと、本日は2回目の労働報酬専門部会なんですけれども、回数関係から言いますと、今回で本年度の課題である来年度に向けての下限額の設定の報告をまとめるところまで詰めたいという事務局のお話でもありましたので、できるだけ突っ込んだ論議をさせていただければと思います。

まず初めに、御用意いただいた資料の説明をして確認をさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

事務局 次第の次に御用意している資料ですけれども、前回にも一部皆さんにお配りしている資料ではあるんですが、他区の状況も一応考えながらきょう最終的な世田谷区の方針を決めていただきたいというところで、他区の公契約条例の最新版というか、29年度の状況を一覧にしたものをお配りしています。次にお渡ししているのが、この間ちょっとお話があったかと思うんですけれども、労働報酬下限額、工事の場合には、下限額が大体どのくらいの、労働単価の何%くらいになるのか実質わかる資料があればそれを出してほしいということがありましたので、一応今こちらのほうに、29年度契約している分で、チェックシートを提出していただいているその内容をまとめたものです。一応、こちらのほうにどの工事が、従業員に関しては元請だけの人数ということしかこちらは把握できないのでその人数しか載せてありませんけれども、それに伴って労働報酬下限額、該当しているパーセンテージについても、こちらのほうで率を出して一覧表にしています。一応、これをきょうの検討の参考資料にさせていただければと思います。

あとは、部会長のほうから依頼されている資料をつけさせていただいています。厚生労働省から29年度の最低賃金の改定ということで公表があったんですけれども、東京都の最新の最終的な単価がけさのホームページでもまだ確認できなかったもので、2面には去年の8月5日の状況のものを添付しています。

その次に、やはりこれも部会長から依頼がありました一般会計の区の財政の3年間の経緯についてわかる資料があればということで、一覧表にしたものを添付しています。過去3年間の一般会計、当初予算になりますけれども、歳出の一覧表になります。

その次が、やはり部会長から依頼がありました特別区の行政職類の初任給の一覧になります。

以上、こちらで用意した資料になります。

部会長 どうもありがとうございました。きょうの議題の1つは、やはり報酬下限額の設定を多面的に考えて、適正と思われる水準を設定しようということで、おおよその枠組みを捉えておく必要があるかなということで、急遽資料を御用意いただきました。どうもありがとうございます。

早速ですが、本日、委員から今年度果たすべき労働報酬下限額についての考え方のかなり詳細な提案がございます。あと、私がたたき台として用意すべきだと考えましたので、勝手につくったものを用意してまいりました。資料は以上の区側で御用意いただいたものと、今の委員のと、私のと、ございますでしょうか。

それでは、区で御用意いただいたものについては議論の中で活用させていただくこととしまして、本日、まず、かなり詳細な提案がございますので、委員のまとめていただいている下限額に関する提案がございます。きょうは委員が欠席ですので、委員のほうでかわって説明をしていただくということですので、ひとつよろしく願います。

委員 一応、事前にさんのほうからも若干御説明をいただいたので、簡単にですが御説明をさせていただきたいと思います。

お配りさせていただいている資料でいきますと、報酬下限額についてということで、1つ目といたしまして、業務委託の労働報酬下限額については、昨年の報告書にありますとおり、特別区の職員行政職(一)の高卒初任給相当額を目指す、これが引き続いていくべきであると書かれております。昨年度は1106円というのがその基準になっていたんですが、今年度、行政職の初任給が上がっておりまして、それでいきますと労働報酬下限額の目標としては1113円になるということです。

(2)は勘案事項が出ています。

につきましては、昨年、950円から1020円引き上がった金額が70円、引き上げ率は7.3%あったということです。

は、最低賃金の上昇についてです。これは7月27日に中央最低賃金審議会が東京都の最低賃金については目安として26円、上げ率として2.78%今年度から引き上げるという発表がありまして、これでいきますと東京都の最低賃金が958円に上昇することが見込まれる状況にあるということになっております。

2ページ目に行きまして、では、次年度の平成30年度の労働報酬下限額をどのように考えていくのかということが出ておりますが、当初にありますとおり、1113円を目標にしていくというふうにしますと、1年で目標達成する、2年で目標達成する、3年で目標達成するという形で、その経済状況を見ながら上げていくということなので、その段階、何年で達成するかによって上げ率の引き上げが詳細に出ております。1年ですと当然93円の引き上げになりますし、2

年であれば50円程度の引き上げは必要であろうと。そうすると1070円。3年で達成するとすれば36円の引き上げで1056円、4年で目標を達成するとすると29円引き上げの1049円という形で、この辺がきょうの御議論の中での御検討が必要かと思えます。

(4)に職種別の労働報酬下限額の検討について出ております。そこに書いてあるとおり、委託業務につきましても職業や技能によって1020円とか、今の下限額でいくと、そもそもそこに該当しない労働者の方が大多数いると。そういう状況を考えますと、建設業のように職種別や業務別に下限額設定が必要ではないかということが提案されております。以前の会議の中で、いわゆる看護師や保健師などの有資格者ということでお話もあったんですが、委託先で有資格者と限定をしてしまうとかなり絞られてしまうということもあるので、それに余りこだわらず、職種別で検討されたらどうかということが書かれております。

3ページに行きまして、2として、建設工事の労働報酬下限額について。これは前回私のほうからも御報告をいたしました。建設業につきましては昨年の85%をそのまま継承して、まずそれを守れているか守れていないかの確認と、それを守ってもらうということがまず先かなということで、建設業については据え置きでいかがかという提案になっております。

3には、労働報酬下限額が確実に支払われているかどうかの確認作業が必要であろうということが出ております。また、他自治体、千代田区であったり川崎市の事例を挙げてアンケート調査等を行っている自治体もありますということが書かれております。

(2)で書いてありますのが、まず、守られている、守られていない、それを確認する前の段階で、まず個々の労働者が、みずからが条例対象の契約で働いているということを周知で知っていないと、そもそも下限額を守るということにはいかないということで、渋谷区や相模原市での事例を挙げて、労働者本人に条例の説明を受けたことの確認署名を受けているということが事例として報告をされております。

もう1つの3で、では、労働報酬下限額を適正に守っていくためには、そもそもの契約に携わる予定価格の適正な積算が必要であるということが3ページから4ページに書かれております。

さらに行きますと、その予定価格の積算の中に、いわゆる法定福利費が一部の自治体では別枠みたいなもので検討されていることを、ぜひとも世田谷区でも法定福利費の別枠の見積もり等を実施してくださいという提案が出ております。

雑駁ですが、以上となります。

部会長 ありがとうございます。提案者ではないのでどこまであれするかで

すが、何か内容に関する御質問がありましたら。

細かい話で、私も直接実施状況のアンケート調査等についての事実フォローをしていないんですけども、この場合、例えば川崎あるいは千代田区、その他の自治体で調べている金額というのは、直接労働者が受け取った金額、例えば社会保険料やそういうものの内外の関係とか、そういうところはわかるものなんですか。

委員 僕も正確には聞いていないんですが、ただ、個人個人の労働者からヒアリングをしているということなので、もしかすると日当、例えば2万円という形で、ただ、通常ですと本人の負担分がそこから引かれるものなので、それは当然総額という形になると思います。ただ、事業主の負担分というのは別枠ですので、それは当然入っていないものとして考えられていると思います。

部会長 そうすると、社会保険料込みの賃金という、労働者負担分を含めたものという考え方でよろしいんですかね。

委員 はい、そうだと思います。

部会長 それから、3ページの下から5行目あたりの相模原の事例ですけども、確認署名というのは前回の委員会でも出たんですが、この署名を受け取って終了後受注者より市に提出、つまり元請さんから出てくるという関係だと思うんですが、これはかなり徹底してやっておられるんでしょうか。

委員 そうですね、元請さんの責任で、そこは入ってくる労働者の方、皆さん、それは元請に限らず下請さんも含めて労働者の方に説明をし、署名をもらい、そしてそういう説明を書いたカードをお渡ししているとお聞きしております。

部会長 わかりました。ほかに何か御質問はございますか。

それでは、議論を進める上で、私がおよそこんなことをきょう御議論いただくということで、委員の提案ともかなり重なる部分があるんですが、

委員のほうはもう少し目標の達成のための段階を区切っておりますので、より詳細なものになっていると思いますが、それに比べると私のはごく大まかな部分がございます。

それで、前置きになりますが、私のたたき台、報告書案の1ページ目は、基本的な考え方というのを、次年度に向けての認識をお示ししているものです。公契約条例を実施するための要件として、どのようなものがあるだろうかということで、建設業と業務委託に関する基本的な状況を示そうとしたわけです。

まず、1ページの2が建設及び業務委託それぞれに分けた基本的な状況認識ということですが。建設の委託に関する状況については、現在、日本列島は大規模な自然災害が継続的に発生しているということ、それから建設市場の労働力不足が一層深刻になって、外国人労働者等の活用なども広まっている状況

がございます。特に、首都圏におきましてはオリンピック・パラリンピック並びに国家戦略特区事業等、大型工事が実施されていることなどから、これらの関連も含めまして、建設業の就業者並びに労働者の処遇改善の要請は一層強まっていると考えられます。

それから、国土交通省も毎年設計労務単価についての基準を公表しておりますけれども、これらも平成25年以来一貫して、率は少しずつ変更しておりますけれども、上昇基調が継続しております。したがって、労働市場におけるそうした改善を含めて、その中身も設計労務単価の考え方の中にも2つほどございまして、1つは、国土交通省の認識では、労働市場の実勢価格を設計労務単価に反映させているということ。2つ目は、社会保険加入を徹底させていくという必要性から、法定福利費の相当額を反映した設計労務単価になっていきますよ、この2点が設計労務単価の本年の変更の認識なんですけれども、加えまして、平成25年の担い手3法の改正に続きまして、本年、建設産業政策というものが取りまとめられましたことと、それから、働き方改革が議論されておきまして、その中でも働き手の処遇改善に関する要請を一層強く求めているという流れになっております。こうした流れをどう考えるかということが1つの今回の考え方になるかと思えます。

どの程度これを見るかということに論議の焦点があるかなということですが、委員のほうからもございますとおり、建設に関しましては前年の報告を踏まえまして、それを踏襲するという流れになっておきまして、私ども基本的にそういう方向で進もうという提案であります。

それから、2)の業務委託の分野に関しましては、やはり同様に人手不足の問題等がございます上に、労働報酬下限額に直接かかわる変化がございます。1つは、特別区行政職(一)の高卒初任給が変化しておりますのは先ほど委員の報告の中にも詳細に触れられておきまして、これを一応基準、目標とするということなんですけれども、平成28年度はその目標に対してほぼ半ばの70円アップということで、一種の未達成部分があるということが委員の報告の中にも指摘されておきまして、ですから、これはどこまで詰めるかということで、前回委員のほうから、どのぐらいのところを狙うかということが提起されておきました。

それからもう1つ、これにかかわりまして、平成29年度の7月25日となっていて、先ほどの委員の27日とはちょっと日程が違っておりますが、これは後で訂正するとして、中央最賃審議会の目安が東京都に関して言うと958円ということで、現行の923円に比べてみると28円の目安のアップということになります。ですから、法定最低賃金額の26円の引き上げ分をどの程度織り込むかということが課題になるかと思えます。ということで、この3つの要素をどう見るかとい

う、この点が論点になるかなと。

それで、具体的にどうなるかということになりますと、次の2ページの、労働報酬下限額についてであります。

基本的に昨年の報告を踏襲し、それを具体的に実行する、そのために事業者及び就業労働者にそれぞれ周知を徹底するという1つの前段がございますけれども、その上で、報酬下限額は東京都設計労務単価の各職の85%、ただし未熟練工、高齢者及び不熟練者については、同じく東京都設計労務単価における軽作業員の70%、この2つを下限額とするということを、そのまま来年度も引き続いて実行していただくように考えているということです。

もう1つ重要な点は、報酬下限額の設定のほかに社会保険加入問題がございますので、これを何とか浸透する必要があるということで、それぞれ積算及び予定価格の中にその額をある程度別枠表示して、各元請から下請へもこれが浸透しやすいような契約のスタートにしたらどうかという提案であります。そして、それに伴いまして、先ほど千代田区あるいは川崎市、相模原市等で事例が挙げられましたように、この実行のため幾つか事務処理が煩雑になるという問題があるんですけれども、例えば、で適用事業であることを証明するような何か書式が必要じゃないか、これは事業者に関すること。は、就業者、労働者に世田谷区の公契約条例が適用されている事業案件であるということを通知する、何かそういうものができないだろうか。それから、各職ごとの下限額が85なら85、70なら70と示されていますよということを文書等をもって周知するという。それからには、労働報酬下限額の設定を労働者が承認しましたよということを確認する、そういうものができないだろうか。そして、これは相模原等と言われましたような発注者に戻ってくるような仕掛けですね。そして、これらが承認されたということを確認する承諾書。いろいろたくさんありまして、全部やるという意味ではないかもしれませんが、いずれにしましても、事業者と労働者それぞれがそれを承知し、かつ実行されていることを確認するような手続を考えてみたらどうだろうか。これは、全部やるかどうかという問題もございますけれども、ひとまずそういう網をかぶせておいたらどうだろうか。

それから、(4)の社会保険加入の問題は、かなり事業者の事業の、許可事業でもございますので、許認可にかかわっていく場合もございますので、そういう意味では社会保険加入の適正な実行というのが非常に重要な意味を持っておりますので、そういう点で積算及び予定価格、あるいは工事契約書の中にこうした社会保険料が別枠で表示されているということを踏まえた契約及びその実施が図られるようにしていかなければならないのではないだろうか。

余分な話ですけれども、将来、税制などにおきましてもさまざまな納税上の



手続が行われようとしております。そういう点から考えましても、手続が事業運営に非常に大きな影響も出るということもございますので、建設産業の発展、育成を考える上でも、こうしたことをある程度進めて改善しておく必要があるのかなということなのです。

それから、次は業務委託についてであります。これは多少繰り返しになりますし、多少数字上の計算の違いがあるかとは思いますが、ひとまず区の業務委託に関する最低報酬下限額の決定は、特別区の行政職（一）高卒初任給の時間給を基準にしております。この基準の決め方につきましては、委員の報告の1ページの特別区行政職（一）の初任給をそれぞれどういう時間で見るとかということで、計算式も示されておりますので、ほぼそれに準じて計算したつもりです。これが1つ、現在の平成29年度を基準にしますと93円などということになります。過去の未達分が70円ございますので、これはどの程度補填するかという、この部分が1つ。

2番目に、全国最賃の目安賃金が動いておりますので、東京都の場合は958円と新聞等で報道されておりますので、それが正しいとすると26円の引き上げということになりますので、これをどういうふうにみなすかということなのです。

それからもう1つの要因は、次の年度で70円を埋め合わせますと、当初の目標であった行政職（一）の高卒初任給基準にほぼ近づくわけではありますが、その埋め合わせを全部やるかどの程度にするかということでもあります。

そこで、委員とはちょっと違う角度になってしまうのですが、以上の3点を総合的に盛り込むと考えますと、(1)に関して言うと20円程度かなと。これはあくまでも腰だめの数字ですが。それから、(2)の最賃に関しましては、最賃ですので25円か26円かちょっと差があるところですが、26円と考えます。そうしますと、これは全国最賃ですので、一種のげたのような状態で履いたらどうかと。そうすると、あと(3)の未達分、昨年の金額ですと70円だったんですが、この未達分を全部埋めると93円ということになりますが、それを途中で、これは財政状況等が他区の動き、あるいはほかの産業との関係、そういうものをにらむことになると思うんですが、それぞれある程度の幅を持たせた額で積み上げますと、66円ないし86円のアップという数値になるかな。そうしますと、現行が1020円ありますから、1086円から1106円ぐらいになるわけなのです。

こういう状況ですので、次年度どうするかということについてお諮りするとすれば、委員の提案も含めまして、委員の中では特に特別区行政職（一）の初任給に何年かけて到達するか、その部分の論理がございまして、私のものと言いますと、(3)の20から40円をどの程度に見るか、ここの部分が1年分、2年分、3年分、4年分かかってやるかどうか、その時間差をどの程度持つか、

それと最賃とかいうものとの兼ね合いということになるのかなということがきょうの私のたたき台の提案です。これこれの金額というのはちょっと、そういうことで私のところから申し上げにくいというかわからないところがありますので、ぜひ御議論いただきたいなと思います。

建設のほうについては何か御意見ございますか。どちらかということ去年と同じで中身の改善ということ。

委員 建設のほうなんですけれども、委員のほうから事例として千代田区と川崎市、渋谷区、相模原市という例が出ているんですけれども、今、世田谷区さんのほうから出していただいている他自治体の報酬下限額の現状がありますね。千代田区、渋谷区、川崎市、相模原市、みんな対象案件が1億5000万円以上、1億円以上、6億円以上、1億円以上と大きいんですね。世田谷区は3000万円以上と、この中で圧倒的に少ない金額なんです。3000万円以上になりますと、かなりの案件がこの網にかかってくるということになりますので、やはりこの手の事案を、3000万円以上というほとんどの案件でかかってくるようなところにかけるべきではないと考えます。やはり、それは事業者にとって書類の煩雑化、提出書類の多くなるところが相当に出まして、やはり元請としてはものすごく負担になるんです。ですので、3000万円以上という低いところで対象案件を設定している以上、1億5000万円とか1億円以上の案件と同じようなことをやられたのでは事業者はたまらないというのが正直なところですよ。それであれば、やはりその金額をこういうレベルに引き上げる必要があるのではないかと考えています。

部会長 あるいは段階的に上のほうからおろすという、そういう進め方をするとかですね。

委員 そうですね。3000万円以上でこれをやられた瞬間にたまらないという業者が相当出てしまうのではないかと僕は思います。

前回から言っていますけれども、やはりこの手の労務単価を元請が全て把握してコントロールしていくというのはかなり難しいことなんです。ですので、それを元請に課していくというのはどうかというところは1つあって、3000万円以上の案件で網をかけるのであれば、今のアンケートぐらいがちょうどいいのではないかと考えています。

部会長 この契約課でつくっていただいた労務単価の下限額に対する比率を見ますと、かなり差がありますよね。大きいところだと1人、343%というのがありますよ、これはちょっと数字が特殊だと思いますので外したほうがいいと思います、1人ですのであれですが。150%とか130%とかから、低いところだと85%、86%ということですから、差し引きすると結構、倍まではいきませんが、6割、7割の差はありますね。ですから、これだけ職種の違いとかい

るいろいろあると思うんですけれども、現実にはかなり差が大きいという感じはします。でも、これは非常に貴重なデータだと思います。

実効性を保つための手続というか事務作業をどういうふうに進めるかというのは、1つ委員からのお話のポイントですね。これは委員のほうから何かこの点、いい知恵はございませんか。

委員 まず、今、公契約の適用現場でチェックシートを出していただいていると思うんですが、元請企業から1枚、A4のアンケートを出していただいただけなんです。報酬下限も1個しか書くことができない。

建築工事でいきますと、例えば学校の改築となればありとあらゆる業種が入っておりまして、あそこに書くとすると、もう書きようがないから、多分ここへあるとおり上記以外の職種とか、では一番低い人のことを書けばいいんだと言われればそういうふうにかくか、もしくは元請企業の中の人を書くだけ。元請さんで出しているのは監督さんだったり事務職員さんを出しているのだから、結果として見ると事務職員さんがいるから多分上記以外の職種という書き方になってしまうんです。そうすると、本来公契約条例で考えなければいけない現場で働いている人たちの報酬の下限がどうなのかということをお問うには、今のチェックシートでは聞きようがない、書きようがない状況に多分あるんだと思うんです。

委員 おっしゃるとおり、1人1人から確かに確認をとったりするというのはかなり大変な作業ではあるので、少なくとも、今工事なんかでも必ず出すのが施工体制台帳、各工種ごとに下請に発注するのは、大体2次下請、3次下請ぐらいまでは施工体制台帳は区のほうに提出をしておりますので、少なくとも元請企業だけではなくて、施工体制台帳に出ている事業所ごとにアンケートチェック用紙を出していただく。もちろん書くのはその下請企業さん、ただ、取りまとめは元請さんのほうで、少なくとも施工体制台帳とあわせてそこに載っている企業から一応出していただく。そうすると、ある程度会社ごとに業種が特定をされますので、その業種ごとの出していただく、そこぐらいまではやっていただいたら。というのは、金額の低い3000万円とか4000万円ぐらいですと、そんなに多くの下請さんを使うケースは少なくなってくると思うんです。そういうことを考えると、そんなに事務量が大幅にふえるということはないかと思うので、少なくともそういうところから始めてはどうかと思います。

部会長 これは、必ずしも全数調査にこだわる必要性はどうでしょうかね。

委員 今のアンケートぐらいだったら、そんなに負担になるとは思えないんです。ただ、もし今度スポット的に、実際の支払い賃金がどうなっているかという調査をするのであれば、それはもう少し限定をして、年間で例えば10件とか5件とか、ある程度少ない数字から抽出的にやるというのが、併用していく

というのはありますかと思います。

部会長 金額なり工種なりですね。

委員 そうですね。大規模なもの、中規模、小規模なもの、もしくは建築、電気、土木、管工事みたいな形で。

部会長 ほかに考え方としてどうでしょうか。

委員 末端の作業員の賃金をつかまえるというのは、発注者も我々も権限はないんですよ、元請、下請のね。どうしても見せてもらわないと困るといっても、拒否されればそれで終わりなんですよ。その辺が一番難しいところではないかなと私は思うんですけども。

部会長 そうですね。そういう権限は契約上は出てこないですよ。だから、ある種の協力依頼という趣旨になりますよね。

委員 そうですね。

部会長 これは、事務処理としては非常に、契約担当の係から言いますと大変な事務量になるおそれがあるような気もするのですが、どんなふうな感じで受け取られておるか、ちょっと感想でもいいんですけども。

事務局 我々の大変な事務量というよりは、なかなか、委員からお話もあったように、やはり事業者さんの負担に非常になってしまうというのと、それから、可能性というか、できるのかできないのかという話でも、なかなか難しいのかなとは理解しているところです。

今、大変貴重な御意見をいただいたんですけども、きょうは金額を先に決めることを優先していただければ。御意見は御意見で伺いますけれども、済みませんが。

部会長 そこが非常にポイントなんですけれども。委員から前回かなり具体的な幅を持った数値が提出されたものですから、どの辺で収められるか、ちょっと端的なのを教えてください。

委員 委員のあらかじめいただいた何年ということをも必ずしも確定しなくても思っているんですけども、先ほどの部会長の足し算の問題なんですけれども、それぞれどれが幾ら上がったから上がったと考えるというよりは、全体の、(1)と(2)は足し算をしなくてもいいのかなと。それぞれが上がっていると。私の意見としては1050円か1060円とたしか書いたと思うんですけども、1つの計算は、毎年価格を上げるというわけにはいかないだろうという、1つの財政的な側面はどうしてもあるし、同時に継続的に上げていかななくてはいけないという、トータル的には1500円ぐらいにいずれなるんでしょうけれども、何年後か、何十年後かわからないけれどもね。それを見越しながらのことを考えつつ、できるだけ1100円ぐらいには数年のうちに上がっておきたいなど。そこから先はレベルとして少し違う問題になるかとも思うので。

そうすると、1100円ぐらいまでどのくらい上がるかということで、委員も1から4と出していただいているので、三、四年ぐらいということで見込むと、1年に30円か40円ぐらいかなというのがもともと前回私が出した案ですので、そのぐらいでやって、継続的に少しずつ上げていくという形で、ほかの自治体の動向を見ながら考えていくというふうにしたらどうかと思っているんですが。

部会長 きょう、一般会計の当初予算の歳出の推移を3年間だけ出していただいているのを用意していただいたんですけども、今我々が論議しているものは、1つは、ここで言う人件費で言いますと、直接委託に関する人件費はこれには含まれていないと考えていいんですよね。あと、建設事業費の中には労務費も含まれているということですか。

委員 人件費は入っていないと思います、いずれにしても、外注だから。

事務局 これは区の職員費です。

部会長 ですから、今回というか、前年度で1020円とか決めたものがどの程度財政に反映するかというのを考えるのは、どこで見ればよろしいんですか。

事務局 直接的には、非常勤ですとか臨時職員の単価が上がっているのはわかりますけれども、あとはそれぞれ建設にしても委託にしても、この中に行政運営投資的に入ってしまっていますので、その中から人件費分を抽出するのはちょっと難しいかと思います。

部会長 前年の場合も、どのくらい1020円になると影響が出るだろうか。つまり、950円から70円ほど上がる場合の歳出増というのはどのくらい見込まれるのかということをお話をちょっと伺ったんですが、なかなかかっちりとは出ないんだというお話だったんですけども、おおよその額というのは、腰だめの数字でどのくらいを見ればよろしいでしょうか。

事務局 それは区の非常勤と臨時職員分のプラス分ですか。

部会長 業務委託の。

事務局 それは難しいと思いますね、契約もいろんな形態があるので。直接的な区の職員絡みのアップというのは出せますけれども、全体のはなかなか難しいです。

部会長 いずれにしても、外注というか委託になりますので、そちらのほうはどのくらいになるかというのは総枠の増加率はある程度わかるとしても、あるいは単価の変化はわかるとしても、総額はなかなかわからないですね。

事務局 それはちょっと難しいですね。

部会長 ということなので、財政にどのくらい影響が出るかということをお数字で示すのはなかなか難しい。

委員 例えば、区で予算を組む際に、大体8月、9月ぐらいに次年度行う業

務の予算を組むに当たって、多分、実際にやられている業者さんに仮の見積もりをとりますよね。その際に、例えばことしであれば報酬下限額が1020円ぐらいになりそうだと、これで見積もってくれというような指示は出すのですか。例えば、人件費率の高い業種だと思っただけでも、例えば、清掃とか、施設管理とか、そういうものだと労務比率が高いし、なおかつ1020円というのにひっかかってきそうな職種の方が多いと多分そういうところに影響するのかなと思うんです。特段そこで指示をしていないと、そんなに予算が変わらないのかなみたいな。

事務局 そうですね、一般の所管は、見積もりをとるに当たってそこまで指示していません。こういったものをやりたいのだけれども、予算要求に当たって見積もりを出してくれという依頼ですので、細かく人件費が何%上がるのでそれを反映してくれとは出さないですね。

委員 僕の勝手な個人的な想像でいくと、区の施設管理なんかだと、結構随意契約だったり長期契約だったり、PFIは余りないのかな、そういうものだと一定業者さんが、次年度もある程度この業者さんがやるだろうというところなんかだと、反対にそういうところはそれを見込んでいないとできないので、反対に上げて契約とかしているんですか。契約金額が上がったりしないんですか。継続的なもので、特に人件費率が高いもの。

事務局 そうですね、人件費率が高ければ高いほど影響が大きいと思いますので、その辺は。

委員 12月ぐらいで。

事務局 結局、今委託であれば1020円ということで決まっているので、幾らになるのかという予定ということでは一切できないんですね。だから、今業者に指示するのも1020円なんです。だから、逆に早くその辺が決まらないと予算要求ができないということになるので、はっきり言って今月中にその辺の金額が出て、いろいろな手順を踏んで告示をしないと、最終的な30年度の金額というのは所管のほうにはオープンにもできませんので、そこからまたちょっと財政のほうと調整をするということになるので、はっきり言って普通の予算編成の流れよりも一歩、ちょっとおくれてしまっていて、去年も所管課のほうは予算要求の金額である程度固まった後にまた調整という形になって。大変、うちだけの問題ではないんですね、庁内全体の問題になるので、その辺、手続自体を早目早目にとれば契約する先の業者のほうにもあらかじめ早いうちに御連絡はできますけれども、それが遅くなれば遅くなるほど、業者のほうも対応できないということにはなるというのが現実ですね。

部会長 例えが悪いかもしれないけれども、この下限額がある種の独立変数になるか、時期がおくると従属変数になりますよと、そういう関係のようで

す。ということで、早目に決めてくれというのが課題の1つなんですけれども、要するに、それは金額をどのくらいにするかという話なんです。

委員 例えば委託の、これは他自治体の報酬下限額の現状から見ますと、世田谷区は随分高いみたいなんですけれども。

事務局 トップです。

委員 トップですよ。こういう調子でいいんでしょうかという。ほかと比べてこれだけの高い水準で。

部会長 トップランナーになっているわけです。

委員 そうですね。ここには委託事業者さんというのはどこにもいらっしやらないのでわからないですけれども、そういう事業者さんの経営的なところで、例えば最賃がこういうふうに一方向的に上がっていくということで経営的に問題は発生していないんですか。

事務局 去年のアップ額が大きかったので一気にトップに躍り出たという感じなんですけれども、ほかは少しずつ毎年上げているようなイメージですね。都内の千代田、渋谷あたりのほうが本来はもっと高いのでしょうけれども、実態はそうになっています。

部会長 これは港区と新宿区はそれぞれ行政指導でやっているところがありますから、それを加えますと必ずしもトップではないんですけれども。

事務局 1000円ですからね。

委員 1000円ですか。

事務局 はい、たしか1000円だと思います。港区ですよ。

事務局 1050円は、保育だったか何かほかの業務だったと思います。

事務局 港区の表ですけれども、一般作業、事務が1000円で、給食とか保健師。

部会長 資格があるほうが1050円。

事務局 はい、1050円ですから、一般事務ということであれば1000円ですね。

委員 基本的に我々が1020円行っているのは、区役所で同じ仕事をした場合に、同一労働同一賃金だと考えた場合に、経験がなくて特別な資格もない人、それが高卒の初任給の特別区行政職(一)と同じでいいのじゃないかと。東京都なんかもそれによって、それを1つの積算根拠にしているいろいろな職種別の賃金を決めていて、連動していると考えてみると、当面そこへ到達することが1つの妥当な線じゃないかと。それ以上になるとまた問題が起きるんだけれどもね。問題は、そこへ何年で到達するかという議論をしているので、私たちが考えている、少なくとも去年の1100円が高いと言っているわけではないんです。ただ、1100円が妥当だと思うけれども、いきなりそこに行かせる必要はないのかもしれない。だから、委員が出されている案によると、4年ぐらいの余

裕でもいいんじゃないかと。そうすると、大体私が言ったことと、私も三、四年ぐらいで、別にぴたっと1100円に行かなくなたって、そういうぐらいの感じでここ3年ぐらいやってみて、他区のをやったらどうかと。ちょっと委員のは高過ぎる、66円から80幾らでは去年と同じレベルになってしまうんですね。去年は是正1年度として頑張ってもらった。それで、実質1年、形式では2年目だけれども、あと3、4、5年ぐらいでなだらかなぐらいが、区の財政があるので、我々もよくわからないけれども、我々としたらそのくらいを頑張ってくださいということで答申しておいて、あとは区長さんが政治判断すること、もちろん我々の判断を尊重してもらいたいけれどもというぐらいで、ことしのところはいいんじゃないですか。

一番困るのは、ことし上げないと言われては困るんですよ、私たちの考えを言うと。その1100円に近づけようということではいけないとだめだから。だから、上げるのに抵抗ないというとおかしいんだけれども、委員も多分、その辺でわざわざ4年目まで考えて御提案いただいているのはその辺なのかなと。

ただ、委員と若干差があるんだけれども。

部会長 私と先生とのちょっとの違いは、最賃の全体の値上がりぐあいを考慮するかどうかというのが1つあるんですよ。

委員 だから、この制度はもちろん最賃を横にらみしなきゃいけない制度だと。最賃が上がったのにこれが下がるというわけにはいかないし、最賃が上がったら……。

部会長 上がったとおりに上げなきゃならないということはないんだけれども。

委員 そうそう。ただ、さっき言ったように、もともと1100円が1113円に上がって20円上がっているんですけども、その20円と、最賃が上がった26円とは足さなくても、ことしはそのぐらいの数字だということに含まれているというか、そういう指標として見ればいいという形で見ると、足して46円にすることはないんじゃないかと。というふうに考えると、私が言っている案にだんだん近づいていくのかなと。もちろん、それをにらむことは大事ですよ、私も前から言っているように、最低賃金と一定の乖離がないと、開いていないと意味がないと。それから、世の中がたくさん上げたのに、世田谷区はことしそれ以下だということのもまたわかるので、そういう意味では30円から40円というのは、それはいずれもクリアしている数字なので、26円以下はないと。僕も26円以下はないと思うから30円あるいは40円というぐらいで、あとは皆さん方の御意見でよければその辺で出されたらどうかと。

部会長 条例の審議の過程で報酬下限額を設定する1つの基準となっている特別区の行政職(一)に近づけていくという、そのラインを基本としては守っ



ていくと。同時に、それは最賃等の目安の動きもにらみながら、それもある程度含みつつ、財政もにらみつつ、他区とのバランスもにらんでというと、プラス30円ですか。

委員 私は30円から40円と言ったので、あとは皆さん方でむしろ。今先生が言った4つ目の、それは 委員も書かれていて、特に最低賃金の上昇とか、もともとも公務員の特別区行政職（一）が上がっているということと書かれていて、あと、基本的には我々、さっきおっしゃったように、世田谷だけが1100円をはるかに超えていくというわけにはいかない。ただ、1100円まではある時期に早目に行ったほうがいいだろうと。

部会長 目指すこととは目指すと。

委員 早目に行ったほうがいかなと。その先はまた時代を見ないといけないので言いにくくなるからちょっと今言わないんだけど。 委員もわざわざいろいろ、1年、2年と、本来は1年だったら、去年の話は1年だったけれども、2年で、さらに3年で、4年でとやっていただいて、 委員の言い方だと、4年だと大体29円かな。1049円としますと、だから1050円。3年だと1056円だから1060円と。55円というのは何かね。

部会長 それは半端です。50か60。

委員 そうするとやっぱり。だから、 委員がおっしゃったように3年か4年ぐらいで目標額、これを数字で出すかどうかは別にして、そう先でない時期に1113円を目指すという、要するに特別区行政職（一）の高卒初任給を数年以内に達成するために、そのうちことしは1050円あるいは1060円に上げるという答申を出されたらどうかと思います。

部会長 委員、いかがでしょうか。

委員 今お話があったとおり、少なくとも最賃の上昇率以上は上がるべきかなという気はしますし、区の職員の方も上がっているなのでその水準は確保するというところでいくと、30円以上の、あとは財政的勘案というのは区の行政の中で御検討いただく、ある程度幅を持ってもいいのかなという気はします。

部会長 やっぱりこの専門部会での答申に、過大な負荷がかかるような答申というのはちょっと、将来を考えると好ましいことではないので、できるだけ実現可能性の高い水準というのを提起する必要があると思いますので、どうですか、50円ぐらい、1050円というところですか。

委員 30円、30円で1050円がいいんじゃないですか。他区から比べて余りにも突出するのもちよっとおかしいですし。

部会長 それでは、大体1050円というのが合意と考えますので、報告書づくりにつきましてはどうでしょうか。きょうここで書き上げるというのは難しいので、私のほうで。

委員 先生も大体書かれているじゃないですか。

部会長 はい。これを少し削ってもっと簡潔なものにして、各委員に回した上で、特に意見を書いていただくことになれば別ですけども、そういうことで近々に1050円ということで報告書を出させていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員 建設のほうは、もう。

部会長 建設のほうにつきましては、委員のほうも事務手続上の確認というのがやはり1つ重要な点なんですけど、これはかなり事務的には元請さんの負担が大きくなる可能性が高いのと、それから、委員がおっしゃっていたように、それは言えないということになると、一種の協力を得られない可能性もないとも言えないので、どの辺まで協力していただくかというその中身が、ここに書かれている事例で言いますと、委員のあれですと3ページの……。

委員 金額は、では去年と同じで。

部会長 金額とあれは去年どおりそのままです。

委員 わかりました。

部会長 あとは、実効性の確認をするという部分と、それからもう1つ、社会保険料の問題がまだ残っているんですよ。これはぜひ、前回も出たお話なんですけれども、社会保険料の別額で提示するという。

委員 それはできますか。

事務局 今、営繕課のほうで検討しているので、ちょっと技術的な問題があるみたいで、検討はしております。

部会長 ある程度大まかなパーセント表示ぐらいになるんでしょうか。

事務局 詳しくはちょっとわからないです、今、営繕の部内で検討しているということです。

委員 けれども、難しいのは、建築工事としてこれは入札するときに、積算の根拠のときに、何人で何時間ぐらいうるかということを経算して出すんですかね、それがどのぐらいの力量の人でと、例えば熟練工でならして、定員で……。

部会長 歩掛があつて。

委員 うん、掛けてとやるんですかね。

委員 労務費を出さないとならないですからね。

委員 だから、労務費自体が一定の人工さんの数とか労働時間でやるわけですね。そうすると、その人について保険料が幾らぐらいと自動的に出るんですか。

部会長 自動的になかなか出ないのじゃないですか。

委員 出ます。15.幾つですね。もう決まっています。

部会長 総労務費がわかれば、あとは今の社会保険負担の比率で計算すると。

委員 比率で出てきます。

委員 その金額を出すということは、総労務費を推定させるということなんですか、逆算すると。

部会長 そうです。

委員 それは構わないわけですか。構わないという言い方がおかしいけれども、この工事の総労務費は幾らですということを使うのと同じになるんですかね。それは構わないですか。もともと今もそうしているんですか。

委員 我々下請から元請さんに出す見積もりは、今標準見積書というのがあります、それは材料費と労務費と運搬費と、あと諸経費で分けて。

委員 では、その中に労務費が。

委員 ええ、労務費にパーセンテージを掛けて。

部会長 それを行政のほうが予定価格の中に表示するか……。

委員 さっき先生が言った、出す時に別枠で表示すると、そういうことですか。

部会長 今、多くの工事が予定価格公表なんです。だから、その中に労務費はこのぐらいの比率だと。

委員 そうすると、社会保険料は幾らぐらいになると。わかりました。それを明示させようと。

あとは、先生が言ったこの5つぐらいの。

部会長 そのどこかで確認をする。事業者と就労者と、それぞれ。

事務局 部会長、済みません。決定していただきありがとうございます。

それと、今回ちょっと確認させていただきたいのは、委員からの話に出ておりました85%というのが熟練の85%というもので、私ども最初に2枚目にお配りした「他自治体の労働報酬下限額の現状」というこのA4縦の紙です。これで調べてみたところ、熟練の85%と言っているのが、ここの工事のところに書いてありますように、実は足立区と多摩市なんですね。ほかは特に熟練の85%というわけではなくて、下限額として85%というのを定めたというつくりになっています。私ども公告で出さなかったというところ、これは全てのところ、足立区も多摩市もそうなんですけれども、これは委員のほうがよく御存じかと思えます。要するに、熟練工というのは明確な定めがないもので、公告というのはなかなかできないということで、公告にはそれを載せていない。ただ、手引だとかそういったものに熟練工は85%ですというのを表示させているんですね。ですから、私どももここできょう確認ができて、あくまでこれは熟練工というのが85%なんですよというのを確認できれば、ちょっと公告は無

理なんですけれども……。

委員 いや、そのとおりなんです。 委員のおっしゃっているように、経験が少なく若くしてこの額というのは合わない人がいると、たしかそうおっしゃっていましたよね。若くしてなった人はどう考えても合わない人がいると。だから、その人は外すということで考えると、熟練というのはむしろ入れてほしいと。我々もどこまでなかなか難しいので、少なくとも中心に寄った人たちはという形でやっているの、そこはほかの区と同じように、あるところはそれを生かしていただきたい。ただ、それをどのくらい大きく表示するかはお任せすると。

事務局 わかりました。あくまでもこれは、85%台は熟練ということで。

部会長 ええ、熟練技能工という。

委員 我々はそれで去年から言ってきた。

事務局 委員からの報告書もそのようになっているので、そういう理解かと思ったんですが、ちょっと調べてみると、各区というかいろんな自治体によって違ったものですから。では、うちは多摩市、足立区と同じという理解でよろしいということですね。

部会長 多摩市でどういう議論があったか、足立区でどういう議論があるかわからないですけども、しかし、いずれにしましても、この世田谷区の場合につきましては、いわゆる熟練技能工というものを対象に85という水準を定めている。それに該当しない部分は軽作業員の70%、そういうくくりになっている。

事務局 という理解でよろしいですか。

部会長 はい。

事務局 では、公告にそれを載せるといのは厳しいものがあるんですけども、法規的に言うとそういった明確な定めのないものを公告に出すというのは難しいみたいなんです。ただ、多摩市、足立区もやっているように、手引だとかそういったものに載せているものですから、私どもの場合ですとチラシですとかをお渡ししています。そういったところに表示をするようにしていくということによろしいですか。

委員 そうですね。何か米印か何かをちょっと入れていただいて。

事務局 はい、わかりました。

委員 多摩市とか足立区から比べても、見習いのベースが高いんですね。70%。

部会長 恐らく、今キャリアの問題が出ているんですね、働き方改革その他で。どこまで進めるか難しいと思うんですけども、なかなか日本の場合には技能評価の企業横断的な制度がないために、やはり現場の判断にゆだねるしか

ない部分が出てくると思うんです。

委員 今、建設業振興基金のほうでつくっています職人のレベル、段階を4段階ぐらいに分けて、プレレベルというのと、レベル1、2、3、4と分けて、4になるともう社長みたいな形になるんですよ。

部会長 指導工とか、監督権限を持つぐらいになるんですよ。

委員 2か3だと基幹技能士1級を持っていないと該当しないとか、あといろんな項目があるんですけども、そういうのもつくっているんですね。そういうのが出ると正式に、ではレベル幾つ以上の人とかそういう言い方をできるんですけども、今は公になっていないですから。

部会長 そうですね、公式なものはありませんのでね。

委員 今、現場でもそういう熟練工が全然できないかに二極化しているんです。やっぱり熟練で仕事をやる人は一握りちゃんというけれども、入職したばかりでほとんど仕事ができないという人たちを大量に使って仕事をやっていかなければいけないということになっていて、例えばガードマンであるとか、土木の作業員という、70%でもちょっと高いかなと。恐らく、この今の中を見ても、4/4ページ目、64番の案件では時給1500円になっていきますね。見習いは61%、これは1日1万2000円ですけども、例えば、土木作業員で1日1万2000円払うんでも、見習いだと高いかなという感じはあるんですね。やっぱり、ちゃんと仕事をする人は85%よりもっと高い。出ちゃうと、例えば200%、170%払わなければ仕事をやってくれない人もいる一方で、だめな人はこれでも高いという、ばっと二極化しているというところがあって。やっぱり需要と供給で、そういうお金を払わなければ来てくれない人はいるわけです。それはそれでいいと思うんですけども、最賃のほうで、これでもさらにおぼつかない人というのがいて、64番は61%に多分なってしまうのではないかなと思うんです。だから、これで網をかけられるのが我々は一番つらいところで、払うところは払っているわけですから。一方で、例えば170%払わなきゃ出てこない人もいて、そういうところではそういうお金を払っています。本当に入職したばかりで、我々事業者としては、70%でも高いなという人までこの70%の網をかけられて払うというところがつらいんですね。そのあたりだと思うんですけども。

委員 職人の世界って、年数じゃないんですよ、能力というのは。手元の人はずっと手元の人がいるんですよ、10年以上たっても。そうじゃなくて、とんとんと技能を蓄えて上がっていく人もいますし、そういう組み合わせなんですよ、職人の班というのは。だから、一概に何年以上という言い方はできません。

事務局 あくまでも熟練ということですね。

委員 熟練。

事務局 わかりました。

部会長 そこがちょっと製造業なんかとは違うところですね。

委員 そうですね。

部会長 それともう1つ、先ほどの社会保険の問題がございましたけれども、これは文言をまた書かせていただきたいと思いますので、その点もよろしゅうございましょうか。

委員 はい、それはお願いします。

委員が言っていたように、ほかの区は額が大きいところだからそれなりに大きな事業者がいて、事務作業もやれるけれども、3000万円以上だとそうはいかないというあたりと、実効性をどう考えるかというあたりで、これは先生が言っている、 から までは全部事業主の手を経てやることになるんですか。

部会長 そうですね。それ以外に方法はないと思います。

委員 そうだね。

部会長 そのうちのどれかを2つぐらい。

委員 2つぐらいどれがいい、やりにくいのはそうだけれども、比較的やれそうなのはどれですか。2つぐらい選んだら。

部会長 やっぱり事業主のやつと、本人への通知ですね。

委員 通知をしたことはどうやって確認するんですか。

部会長 本人が通知を受けましたという。

委員 この間 委員が言っていた、どこかの区で、相模原市と言っていましたっけ。サインしたのが回ってくると。

部会長 相模原か、川崎だったか。それも全部やるか、そうではなくて、ある程度職種というか、工種と、それからある程度金額のグレードを、2段階か3段階か。

委員 委員のきょうのものも、3ページの3の一番下の事例の 、相模原市でもと。周知カードか。確認署名と.....。

部会長 確認署名と、業務終了後、受注者を通して市へ提出するのと、その上でというのが相模原市。

委員 相模原市は2つやっているということなんですか。

部会長 そうですね、労働者本人と、事業者を通して集めるのと。

委員 しかし、それを集めるのは大変だと。

部会長 大変ですね。全部はとてもやり切れない。

委員 例えば、今建設工事なんかも建退共というものに入っているかどうかを、ほとんどの公共事業については建退共に入ることが求められています。建退共に入っている現場かどうかというのは、黄色いステッカーがあるんですね。

これを工場の現場に必ず張らなきゃいけないということになっていて、それぐらいであれば余り負担はない。

部会長 それぞれ手帳と。

委員 その建退共に入っている事業所であれば、例えば下請なりなんなり業者が入っていますね。そうすると、元請に建退共の証紙をくださいと言ってくるんですね。そうすると、事業者のほうで建退共のこういう切手みたいなものを買って事業者に渡すわけですね。事業者というか、元請業者が下請業者に全員周知してその確認をとったものを集めてって、それはもう厳しいんですね。であれば、例えば工事現場なりなんなりにそういう、例えば最賃を設定している工事ですよというようなシールなりステッカーなりを掲示して、見る人は見てくださいと。というか、必ず現場には都市土木であっても何でも、そういう掲示をしなくてはいけないようになっているんですね。その中で、その1つに取り入れているんですね。

委員 川崎とかやっていますよね、この現場は公契約の適用現場ですよというポスターみたいなものを必ず掲示しなさいというのはやっています。

委員 ポスターの掲示は頼めばやってもらえるんですか。

部会長 これはどうでしょうか。

委員 ポスターというかシール、そういうステッカーを工場の事業所に必ず、そうすると、建設業の許可と施工体制台帳と、要するに建設業の事業所というか下請の協力業者の建設業の業種を全部張り出して、さらに建退共に入っていますよという証紙のステッカーを張ってということをやりますね。それを大きな板に張って必ず現場に掲示するんですね。その中に1つ、例えばこういう最賃を設定された工事ですよというステッカーを張るぐらいであれば、我々事業者は何とかやれるという。

事務局 確かに今のようなお話は、先ほど 委員からのお話があったように、対象が1億円以上だとかという工事の中でそういったきめ細かいことはできているものですから、我々、事業者の負担だとかいろいろなことを考えていくと、やはり今言ったような方法で考えていくのかなということでも今検討しているところでございます。

その1個としまして、ちょっと離れるんですが、席上にお配りしたポスターがあるかと思えます。これは新たにつくらせていただいて、9月1日から1カ月間、区内のあちこちにある広報板に張るということになっております。それから、もう1度3月に1カ月間張ると。それから、三軒茶屋におしごとカフェというハローワークみたいなところがあるんですが、そこにもこれを張らせていただくことになっております。一応こういうところから始めて、必ずしもそれを労働者が見るというわけではないかもしれませんが、当然区内に

は労働者の方もいらっしゃるのを目にさせていただくことになるかと思えます。前回のポスターとは違って下限額のこともちよっと記入させていただいたので、少しは、確かに公契約条例はまだまだ知られていないんですけども、一歩としてこれをやらせていただくことになりましたので、あわせて御報告をさせていただきます。

委員 先ほどから出ているように、1億円だとどのぐらいの業者になるかわからないんですけども、たくさんあるのをいきなり全業者とはいかないとすれば、他区の例で1億円以上、1億円行くかどうかわからないんですけども、どのくらいあるかわからない。とりあえず大きな業者でやれそうなところにやってもらいながら、施工しながら、ほかの業者にもやれるようになるかとか、あるいはいろいろ御意見をいただいて、やっぱりなかなか難しいよねとかあるので、1つの案として、いきなり全業者ではなくてもいいのかなと。

今、例えば1つ、事業所に張る、周知してやることと、あとは個々の労働者に渡すみたいなことが2つ、どこかにあるのかな。そういうことで、できるだけ支障がないというか、やりやすいことを。相模原市の例も1つの例かもしれないけれども、サインしてもらってくるというのはなかなか難しいのかもしれない。わからないですけどもね。

部会長 そうですね。

委員 この先生が5つ挙げているうちの2つぐらいで、できるだけ支障のないやつを選んで、当面工事契約1億円以上の、前に資料をいただいたかもしれないけれども、たしかレベルがあったかもしれませんけれども、請負の金額のとき。どこかで線を引いて。

委員 私があれだったら議会ものをまず届ける。

部会長 議会案件になっているもの。1億8000万円以上。

委員 それがいいですか。

事務局 そこがわかりやすいかもしれないですね。

委員 そうなのがあるんですね。

部会長 1億8000万円以上の請負については、議会案件になるということで、かなり手続が。

委員 では、とりあえずそこから始めてみて、やりながら。

事務局 モデル実施みたいな形で。

委員 その議会案件ですか、そのぐらいで、とりあえず何もしないよりはそうやって。

部会長 そうすると何十件ぐらいになるんですかね。

事務局 ことしはかなり議案ものが多いものですから。

委員 四、五十件あるんですか。



事務局 いや、そこまでは。

委員 二、三十件ぐらいじゃないですか。

事務局 そうですね。

委員 二、三十件ね。でも、二、三十件でもやってもらって、そういうやり方をやって、あるいは御意見をいただいてちょっとやってみるというのでいいんじゃないですか、議会案件という御提案なので。いきなり全業者といたら、おっしゃるとおりで。

部会長 それはちょっと難しいです。

委員 徐々にやりながらいろいろ考えていくとすれば、初めてそれをやるわけだから、議会案件としてやるということで。

事務局 それは工事でよろしいですかね。表示する可能性のあるところでないとなかなか難しいと思いますから。

委員 業務委託は、逆に言うとそんなにたくさんないのかな。業務委託は何かそういう基準があるんですか、金額とか。

部会長 業務委託の場合は、その事業所の性格がいろいろあるんですね。

事務局 そうですね。清掃委託だからと、そこにやたらに張るわけにはいかないですし。

事務局 そういう掲示板があるわけでもないですし、なかなか。

委員 では、とりあえず建設からやってみますか。

部会長 建設から始めるということですよ。

委員 無理しないで徐々にやっていくということでもいいじゃないですか。

部会長 できないことを幾ら。

事務局 表示する、モデル実施して。

委員 やりながらいろいろ意見を聞いて、直していきながら広げる可能性を探っていくと。いいんじゃないですか、それで。

部会長 建退共のあれだって、韓国なんかはもう既に電子カードで全部通せば登録できるようになっていますから、一々帳票、証紙を張るなんていう必要がないようにしてあるんですけれども。ただ、それも短時間就労なんかの場合はちょっと厄介ですよ。だけれども、1つ電子技術がこれだけ進化しているのだから、1人の労働者に1つのカードが決まってきちんと発行されていれば、それによって全部事業主がかわっても集積できるような仕組みはそう難しくはないと思うんですけれども。ただ、誰がそのシステムをつくり、管理するかという、その費用の問題はあると思うんですけれども。

わかりました。それでは、そういうことで本年の最終案は1050円としまして、さらに社会保険料問題と、それから実行精度を担保するための仕組みづくりに、ひとまず議会案件から始めて進めていくという、この3点ぐらいを報告の柱に

したいと思います。

ほかに御意見はございますか。なければそういうことで、第2回目の労働報酬専門部会をこれで終わらせていただきます。暑い中どうもありがとうございました。

委員 いろいろ起案をされるんですか。

部会長 できれば今週いっぱいぐらいにやって。

事務局 部会長から案を出していただいて、皆様に諮っていただいて。

委員 我々の回答は来週中ぐらいですか。

事務局 来週中であつたら早いです。どうもありがとうございます。

事務局 部会長はこれから作業が大変でしょうけれども。

部会長 私の答申は今週中ぐらいにメールなりでお届けすることにします。

委員 では、我々はメールをいただいて来週中ぐらいですね。

事務局 そうですね、そんなスケジュールでできれば。

事務局 事務連絡ですが、第2回公契約適正化委員会を10月16日、月曜日の10時から予定しております。

それから、第3回は2月中に。例の営繕課のほうで行っている積算のチェックの御報告も兼ねてやるつもりでおりますので、そこは営繕課と日程を詰めてまた御連絡させていただきます。

部会長 では、10月16日の10時から適正化委員会の第2回目の会合です。

委員 それまでにまた何か意見があれば、それぞれ文書で出しておくんですね。

部会長 今回の適正化委員会は、やはり入札契約制度の改革の問題が中心になると思いますので、御意見をぜひまとめておいていただければと思います。これは会長のあれですけれども。

委員 契約書というの、契約のという。

部会長 要するに公契約の、特に車の両輪のほうの入札制度改革と言われている、そちらの側も。これが具体的になかなか進んでまいりませんので。

委員 お金のほうは毎年金額だから当たり前だけれども決めざるを得ないし決まっていくんだけれども、制度改革のほうはなかなか隔靴搔痒で、いろんな意見を言うんだけれども、それが行政のどの部分でどういうふうにするかは行政の方々の意見を聞かないと。思いだけで言ってもね。そこをどうやって答申するのかなというのが難しいですね。お2人からいつも何となく言葉があったからわかってきたつもりなんだけれども、それがどういう形で、どこにどういうふうにするかという。例えば、発注1つとっても、その発注の仕方についてどういうのがベストなのかというのをある程度モデル的に出さないとだめなのかな。そうしないと、今まで問題点はいっぱい出ているんですよ。

部会長 設計、積算から一連の工程全体を見回して、こういう点を改革するという、そういうものを実効性のあるところから提案していかないといけないと、かねて 委員から出されている工程ごとのね。それをどこかをとにかく改善していきたいと思います。

それでは、本日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 2 時 58 分閉会